

赤ちゃんの駅事業に関するQ&A

Q：「赤ちゃんの駅」マークはどんな場所に掲示すれば良いですか？

A：施設や授乳・おむつ替えスペースの入り口など、利用者がわかりやすい場所に掲示してください。

Q：「赤ちゃんの駅」マークをチラシに掲示したり、オリジナルの看板を作ったりしたいのですが？

A：登録事業者は「赤ちゃんの駅」マークをチラシや商品に表示したり、本市が交付するものとは別に独自の看板などの標章を作って掲示することもできます。マークのデータをお渡ししますのでご相談ください。

Q：おむつなどのごみは登録事業者が処分しなければならないのでしょうか？

A：「赤ちゃんの駅」の利用によるおむつなどのごみは、利用者が持ち帰ることを基本としますので、利用者へのご案内をお願いします。なお、登録事業者が独自にごみ箱などを設置して、ごみを処分していただくことは差し支えありません。

Q：入場するために入場料が必要な施設でも登録できますか？

A：有料入場施設でも登録は可能です。ただし、施設を利用せず、授乳やおむつ替えのみを希望する利用者には、入場料を課さずに当該スペースを提供いただける場合に限りです。

Q：「赤ちゃんの駅」として授乳やおむつ替えのための場所、設備を準備するにあたり、大阪市からの補助金等がありますか？

A：「赤ちゃんの駅」の整備や運営に対して、本市からの補助金等はありません。